



**お知らせ**

ー 国民健康保険からー  
ジェネリック医薬品を  
活用しましょう！

◎ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、  
新薬(先発医薬品)の独占販  
売期間が終了した後に販売  
が許可される後発医薬品の  
ことです。新薬と同じ有効  
成分で開発・製造され、品  
質や安全性も同等であると  
国に承認されているもので  
す。

◎メリットはあるの？

新薬より価格が安く、経  
済的負担が少なくなりま  
す。新薬の開発には莫大な  
費用がかかりますが、ジェ  
ネリック医薬品は新薬の独

占販売期間終了後に同じ有  
効成分で製造・販売される  
ため、開発費用がかからず  
安く提供できます。

また医療費は皆さんの窓  
口負担や国保税でまかなわ  
れていますので、皆さんの  
負担軽減にもつながりま  
す。

◎どこで購入できますか？

ジェネリック医薬品は、  
処方せんが必要な薬です。  
自分の服用している薬が変  
更可能かどうかは、医師ま  
たは薬剤師にご相談くださ  
い。

今年度は、対象となる  
薬を服用されている方で、  
ジェネリック医薬品を使用  
した場合、差額が100円  
以上になる国保加入者の方  
全員に差額通知書(ハガキ)  
をお送りしています。

また9月末に新しい保険  
証をお送りした際に「ジェ  
ネリック医薬品希望カー  
ド」を同封しましたので、  
ぜひご利用ください。

町民生活課

72-6933

休眠会社・法人を  
整理します

法務局では、休眠会社・  
法人の整理作業を行いま  
す。

平成26年11月17日(月)の時  
点で「最後の登記から12年  
を経過している株式会社」  
または「最後の登記から5  
年を経過している一般社団

法人または一般財団法人  
(公益社団法人および公益  
財団法人を含む。)につい  
て、同日付けで法務大臣に  
よる官報公告が行われ、休

眠会社・法人に法務局から  
通知します。平成27年1月  
19日(月)までに「まだ事業を  
廃止していない」旨の届け  
出または登記の申請をしな  
い限り、解散したものとみ

なされ、登記官が職権で解  
散の登記をします。注  
意が必要です。なおご不明

な点は、法務省ウェブサイ  
トをご覧ください。福島地  
方法務局法人登記部門まで  
お問い合わせください。

法務省ウェブサイト

[http://www.moj.go.jp/  
MINJI/minji06\\_00082.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00082.html)

福島地方方法務局法人登記  
部門

024-534-1904

自動車点検整備推進運動  
の重点実施期間です

9月1日から10月31日ま  
での2カ月は自動車点検整  
備推進運動の重点実施期間  
です。

長くご利用の車には、細  
やかなケアが必要となりま  
す。車の整備不良などによ  
る事故防止や環境保全のた  
めに定期点検を実施しま  
しょう。

国土交通省東北運輸局福  
島運輸支局

024-546-0342

福島県自動車適正使用推  
進協議会事務局

024-546-3451

家族みんなで防ごう  
高齢者詐欺

平成25年における高齢者  
詐欺の被害は、過去最高を  
記録しました。特に「振り  
込まない」「振り込め詐欺」  
や「劇場型詐欺」など、巧妙  
化した新しい手口による被  
害が急増しています。さら  
に詐欺被害は都会だけでなく、地方にも広がっています。警戒心を忘れず「お・し・だ・そう！高齢者詐欺」  
で、詐欺に遭わないように  
気を付けてください。

① おいしい話にのらない！

② 信じこまない！

③ 大丈夫だと思わない！

④ そう 相談しよう！

少しでも怪しいと思っ  
たら、迷わずご相談を！

消費者ホットライン(お  
近くの相談窓口をご案内し  
ます)

0570-064-370

(有料)